



福岡医発第381号(地)

令和3年 4月30日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者
(基礎疾患を有する者等) への接種の開始等について

国においては、新型コロナウイルスワクチンの接種順位については、まずは①医療従事者等、②高齢者、③基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の者への接種をできるようにし、その後、ワクチン供給量や地域の実情を踏まえ、それ以外の者に対し順次接種をできるようにすることとされております。

今般、厚生労働省より日本医師会を通じて基礎疾患を有する者等への接種開始等の考え方、運用イメージ及び接種券の送付等の流れについてご連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、基礎疾患を有する者等への接種へ進む際には、高齢者の接種状況や予約の空き状況を踏まえ、高齢者への接種の完了を待つ必要はなく、次の順位へ接種を進めることとしています。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

令和3年4月23日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者
(基礎疾患を有する者等) への接種の開始等について

国においては、新型コロナウイルスワクチンの接種順位については、まずは①医療従事者等、②高齢者、③基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の者への接種をできるようにし、その後、ワクチン供給量や地域の実情を踏まえ、それ以外の者に対し順次接種をできるようにすることとしています。

今般、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の者（以下「基礎疾患を有する者等」）及びその他の者への接種の流れ等について、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がありましたので、ご連絡申し上げます。

なお、基礎疾患を有する者等への接種へ進む際には、高齢者の接種状況や予約の空き状況を踏まえ、高齢者への接種の完了を待つ必要はなく、次の順位へ接種を進めることとしています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 2 1 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者（基礎疾患を有する者等）への接種の開始等について

新型コロナウイルスワクチンについては、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは①医療従事者、次に②高齢者、その次に③基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60 歳から 64 歳の者への接種をできるようにし、その後、それ以外の者に対し、ワクチン供給量や地域の実情等を踏まえ、順次接種をできるようにすることとしています。

医療従事者等への接種完了を待たずして 4 月 12 日の週から高齢者への接種が限定的に開始されているところですが、その次の接種順位とされている、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者及び 60 歳から 64 歳の者（以下「基礎疾患を有する者等」と総称する。）及びその他の者への接種の流れ等について、下記の通りとしたので、これを御了知の上、予防接種の実施体制について、引き続き準備方ご協力をいただくとともに、接種を予定する医療機関並びに関係団体に周知いただくようお願いいたします。

記

1 基礎疾患を有する者等への接種開始等の考え方

高齢者から、次の接種順位である基礎疾患を有する者等への接種へ進む際には、高齢者への接種の完了を待つ必要はなく、自治体において、高齢者の接種状況や予約の空き状況を踏まえ、順次、次の順位へ接種を進める。

この際、自治体は基礎疾患を有する者等への先行予約期間の設定などにより、

基礎疾患を有する者等が優先的に接種できる機会を設ける。

2 運用イメージ

自治体において高齢者への接種状況や予約の空き状況（※）を踏まえ、可能な限り接種の空白期間が生じないように、基礎疾患を有する者等の先行予約、接種を開始することとする。

（※）開始するタイミング例

- ・ 高齢者の接種の予約が埋まらなくなってきたタイミング
- ・ 接種実績などから高齢者の 1 回目の接種が一定程度進んだと考えられるタイミング など

設定した基礎疾患を有する者等の先行予約期間については、速やかに住民に周知するとともに、基礎疾患を有する者等の早期の接種予約を呼びかける。

予約の際には、基礎疾患を有する者等であることを確認の上、予約を受け付ける。

ただし、先行予約期間内であっても、予約の空き状況がある場合などは、基礎疾患を有する者等の接種機会が損なわれない範囲でそれ以外の者も予約可能とすること。

3 接種券の送付

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（2. 2 版）」第3章の6「（4）接種券の段階的な発送について」において、「3 それ以外の者」については、「具体的な期間は追って示すが、6月に発送できる準備を行っておく必要がある。」と記載しているところ、本年6月末までに少なくとも1億回分のワクチンが確保できる見通しであり、標準的には6月中旬に接種対象者に対し接種券を送付できるよう、準備を進めていただく必要がある。その上で、接種券を受け取った住民が混乱することがないように、接種体制や高齢者への接種状況を確認しつつ実際の送付時期を決定いただきたい。

その際、一斉に送付すると予約時の混雑が懸念される等の理由により、年齢階層別に高い年齢から、時期をずらして段階的に送付することも可能である。また、それぞれの自治体の実情に合わせて地域別、あいうえお順などで、接種券を送付することも差し支えない。

また、2に示したような運用を行う場合、6月中旬より前のタイミングであっても、自治体の判断により、基礎疾患を有する者等の先行予約を開始するタイミングを踏まえた適切な時期に接種対象者に届けることとする。例えば、2に例示した基礎疾患を有する者等への接種を開始するタイミングについて、一定の基準を設ける場合は、当該基準に達するより少し前に接種券を発送することなどが考えられる。